平成30年度 農地中間管理事業現地研修会資料

秋田県の基盤整備と農地中間管理機構の連携









平成30年8月31日

秋田県農林水産部 参事兼農地整備課長 能見 智人

平成30年度 農地中間管理事業現地研修会資料

- 目次-

1.	秋田県農業の概要と第3期ふるさと秋田農林 秋田県農業の地位、農業産出額、第3期ふるさと秋田農林水産ビジョン等	水産ビジョン・・・	1
2.	秋田県におけるほ場整備事業の取組		7
3.	農地中間管理機構との連携に係る国の動き _{農業経営基盤強化促進法、農家負担金軽減対策事業} 等		18
4.	トピックス ①農地中間管理機構関連ほ場整備事業、②災害と土地改良区の体制強化		23
5.	農業農村整備事業の展開方向		28

秋田県農業の地位

- 〇 県内総生産に占める農業の割合が全国7位と高く、就業者全体に占める農業就業者の割合も 全国5位と、農業への依存度が高い。
- 農業産出額に占める米の割合が全国5位と高くコメに偏重した構造。

経済・雇用に占める農業の割合

- ■県内総生産に占める農業の割合(H26)
 - •全 国 0.9%
 - •秋田県 2.5% [全国7位]
- ■就業者に占める農業の割合(H27)
 - •全 国 3.4%
 - •秋田県 9.0% [全国5位]

<10%以上の市町村(H27)> 18市町村

秋田市、潟上市、大館市、小坂町、 能代市、にかほ市、北秋田市 以外

食料自給率

- ■カロリーベース (H28 概算値)
 - •全 国 38%
 - •秋田県 192% [全国1位]

農業における米の割合

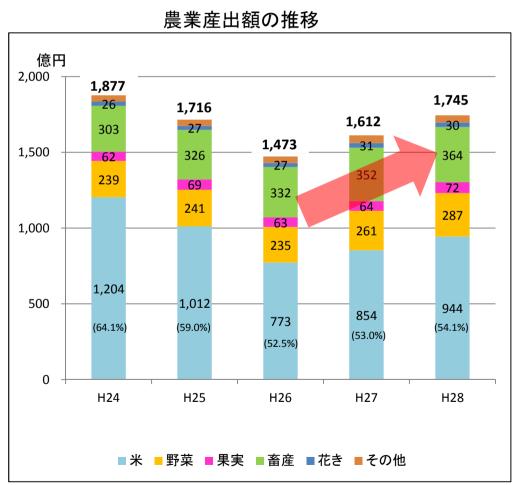
- ■農業産出額に占めるコメの割合(H28)
 - •全 国 17.9%
 - 秋田県 54.1% 「全国5位」
- ■耕地面積に占める水田の割合(H29)※速報値
 - •全 国 54.4%
 - •秋田県 87.4% [全国6位]
 - ※耕地面積の大きさも全国6位

一般世帯に占める農家の割合

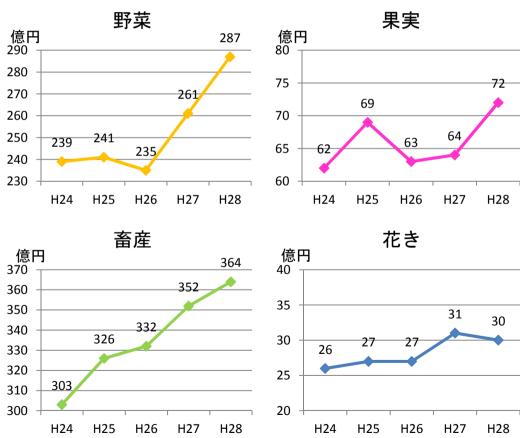
- •全 国 4.0% (H27)
- 秋田県 12.6% 「全国5位]
- ■生産額ベース(H28 概算値)
 - •全 国 65%
 - •秋田県 133% [全国11位]

農業生産

〇平成28年の農業産出額は1,745億円で前年から133億円増加し、2年連続で高い伸びただし他県に比べ、米のウエイトが高く、野菜や畜産等の生産拡大が課題。

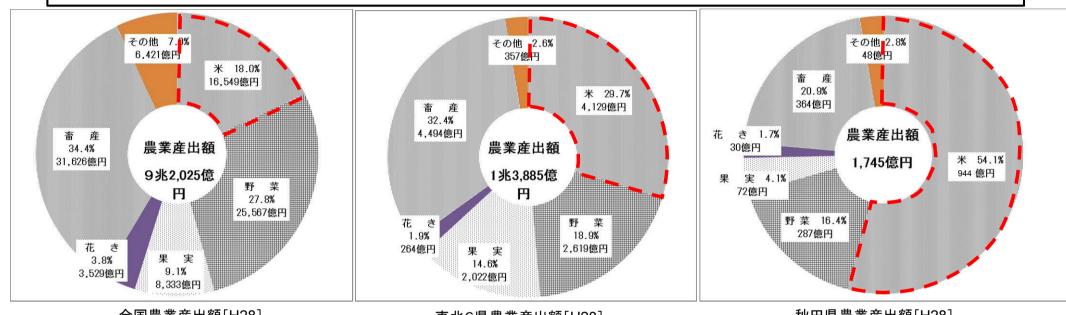


戦略作目の産出額の推移



農業生産

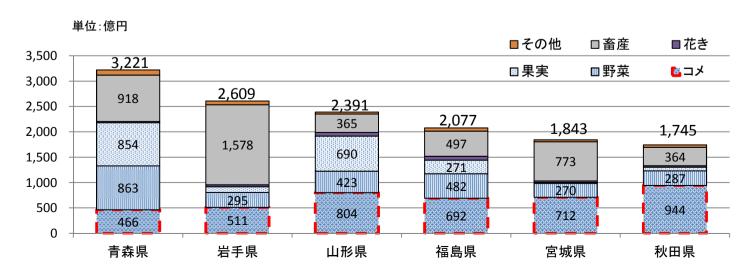
〇本県の農業産出額に占めるコメの比率(54.1%)は、全国(18.0%)や東北(29.7%)と比べ 依然として高く、「コメから脱却」を更に進める必要がある。



全国農業産出額[H28]

東北6県農業産出額[H28]

秋田県農業産出額[H28]



本県農業の現状

米依存農業からの脱却」 ゃ 「複合型生産構造への転換」は着実に成果が発現 競争力のあるブランドや産地づくりによる所得向上へ に加速し、

平成29年12月28日 河北新報

> 伸び率が2年連続で東北ト 増の1745億円となり、 業産出額は前年比8・3% ップとなった。米以外の主

秋田県の2016年の農 東北 田 び率 ッ

要品目が計801億円に上 り、1995年以降で最高 %増の364億円、野菜が 944億円、畜産が3・4 133億円増加した。 総額 となった。 の内訳は米が10・5%増の 県の総産出額は前年より

果実が12・5%増の72億円 米の割合は前年と同じ54 など。産出額全体に占める 10・0%増の287億円、

県農林政策課の担当者は

拡大した」と話した。 がリードする形で出荷量が らなかった。 位、東北6位でともに変わ 一大規模な園芸・畜産団地 産出額の順位は全国20

たと発表した。増加率 年から9・4%増加し は全国平均の5・2% 15年の県農業産出額 15年農業産出額 伸び率全国最高 県はこのほど、20 1612億円で、 米価上昇で 平成29年1月13日 毎日新聞 前 園芸メガ団地での生産 円。県が整備を進める 多となった。野菜が同 11・1%増の235億 円で、過去15年間で最 め、価格が上昇。全体 進み前年より需給バラ 同水準の53%だった。 メが前年比10・5%増 位。内訳としては、 を大幅に上回り、全国 に上昇したが、 と、産出額の全国順位 が主な要因という。 の産出額が増えたこと 昇や、転作が進み野菜 最高だった。米価の上 に占める割合は前年と の854億円。転作が 県では3年連続で最下 は前年の22位から20位 ンスが引き締まったた コメ以外は758億 県農林政策課による 東北6 コ た

またダリアやリンド

る花卉は同14·8%増 352億円で、 が本格化し、ネギや枝 市場価格が高騰したた 産物は同6・0%増の 豆の産出が増えた。畜 6%増の64億円だっ の31億円。果樹は1・ めという。 和牛の

元気創造プランと農林水産ビジョン

元気創造プラン

■ 位置付け 県の総合計画

■ 期間

H22~25年度(第1期)

H26~29年度(第2期)

H30~33年度(第3期)

■ 重点戦略(第3期案)

戦略1 定着回帰・少子化戦略

戦略2 産業・エネルギー戦略

戦略3 農林水産戦略

戦略4 観光•交通戦略

観光文化スポーツ部の施策との連携

戦略5 健康・医療・福祉戦略

戦略6 教育・人づくり戦略

■ 基本政策(第3期案)

防災・減災対策等の一部

農林水産ビジョン

■ 位置付け 農林水産業・農山漁村振興基本計画

■ 期 間 H22~33年度(今回見直し 第3期 H30~H33年度)

施策体系

■推進事項

- 1)秋田の農林水産業を牽引する多様な人材の育成
- 2)複合型生産構造への転換の加速化
- 3)戦略的な秋田米の生産・販売と水田フル活用
- 4) 農林水産物の高付加価値化と国内外への展開強化
- 5)「ウッドファーストあきた」による林業・木材産 業の成長産業化
- 6)つくり育てる漁業と広域浜プランの推進による水産業の振興
- ▶7)地域資源を生かした活気ある農山漁村づくり

■新時代を勝ち抜く! 攻めの重点 プロジェクト

○労働力不足や産地間競争の激化を見据え、 喫緊に取り組むべき課題を新たな視点に 基づき選定し、重点化

<u>視点1</u>

複合型生産構造への転換に向けた取組のパワーアップ

- 複合型生産構造への転換の加速化
- ・ 秋田米の戦略的な生産・販売
- ・ 企業とタイアップした国内外への流通・ 販売体制の強化

視点2

人口減少社会を見据えた多様な担い手・労働力 確保

視点3

先端技術の活用による次世代型農林水産業 の確立

۲

第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンの概要

ビジョンの構成

第1編 ビジョンの策定にあたって

- 口計画の位置付け
 - ・「秋田の農林水産業と農山漁村を元気づける条例」に基づく
 - ・「第3期元気プラン」を補完し、農林水産業全体を網羅する 基本計画
- □実施期間 平成30~33年度(4年間)
- □農林水産業を取り巻く情勢
- □第2期ビジョンの成果と課題、今後の推進方針

第2編 ビジョンの目指す姿

第3編 施策展開

- □ビジョンの実現に向けた7つの施策を展開
- 1 秋田の農林水産業を牽引する多様な人材の育成
- 2 複合型生産構造への転換の加速化
- 3 秋田米の戦略的な生産・販売と水田フル活用
- 4 農林水産物の高付加価値化と国内外への展開強化
- 5 「ウッドファーストあきた」による林業・木材産業の
- 6 つくり育てる漁業と広域浜プランの推進による水産業
- 7 地域資源を生かした活力ある農山漁村づくり

※元気プランと同じ施策体系とし、観光文化スポーツ部(秋田うまいもの販売課) の施策の一部を取り込み構成

第4編 重点プロジェクト「新時代を勝ち抜く! 攻めの農林水産業発展プラン」

□農林水産業を巡る情勢の変化に的確に対応する ため、喫緊に取り組むべき課題を抽出し、新た な視点による施策を集中的かつ機動的に実施

第5編 主要指標「農林水産業の展望~10年後の姿~」

産出額(農業、林業、漁業)、農林漁家戸数、農地、 労働力(農業就業人口、林業・漁業従事者数)

第6編 経営モデル (営農類型)

□力強い経営体の育成に向けた営農類型・経営指標 · 個別経営体、法人経営体(30類型)

第7編 参考資料

用語解説、目指す成果(指標)一覧

など

ビジョンの目指す姿

- 国の農政改革等による産地間競争の激化や、人 口減少を背景とした労働力不足など、社会情勢 の変化への的確な対応による農林水産業の成長 産業化
- 着実に成果が現れてきている「米依存からの脱 却」、「複合型生産構造への転換」に向けたこ れまでの取組をもう一段ステップアップし、本 県農業の構造改革を実現
- ▶ 木材の新たな市場の開拓等による需要拡大や、 川上から川下まで競争力の高い木材・木製品の 安定的な供給体制の整備による全国屈指の木材 総合加工産地としての更なる発展
- 「全国豊かな海づくり大会」等を契機として、 本県水産業の魅力を全国に発信するとともに、 リニューアルされる水産振興センター栽培漁業 施設を活用したつくり育てる漁業の推進等によ る浜の活性化

主な数値目標

▶農業産出額(しいたけを含む) (H27)1,655億円 → (H33)1,952億円 → (H37)2,067億円 (内しいたけ43億円) (内しいたけ64億円) (内しいたけ67億円)

▶**農業法人数 (認定農業者)** (H28) 576法人 → (H33) 850法人

▶主要園芸品目の系統販売額 (H28) 160億円 → (H33) 212億円

▶畜産産出額

(H27) 352億円 → (H33) 411億円

▶全国に占める秋田米のシェア (H27) 5.47% → (H33) 5.66%

▶6次産業化事業体販売額 (H27) 143億円 → (H33) 200億円

▶ほ場整備実施面積

(H28) 87, 675ha \rightarrow (H33) 91, 740 ha

800ha/年

▶スギ製品出荷量 (H28) 591千㎡ → (H33) 706千㎡

冷海面漁業協同組合員1人当たりの漁業生産額 (H28)2,880千円 → (H33)3,170千円

など35指標

新時代を勝ち抜く!攻めの重点プロジェクト

く新たな視点>

- ・米政策の見直しなど国の農政改革、国際通商協定の締結による産地間競争の激化や、流通から販売にわたる構造改革への対応
- 将来の人口減少を見据えた産業構造的な人手不足への対応
- •ICTやAI、ロボット技術等を駆使した次世代型農林水産業の展開

① 複合型生産構造への転換に向けた取組のパワーアップ

口複合型生産構造への転換の加速化

- ・メガ団地等大規模園芸拠点、大規模畜産団地の全県展開
- 「しいたけ」や「えだまめ」など日本一を目指す園芸産地 づくり
- ・中山間地域の資源を生かした特色ある農業の展開

口秋田米の戦略的な生産・販売と水田フル活用

- ・秋田米をリードする新品種デビュー対策の推進 販売を起占レーた「秋田米生産・販売戦略」の推進
- ・産地づくりと一体となった基盤整備の促進

など

など

- 口企業とタイアップした国内外への流通・販売体制の強化
 - ・中食・外食企業等との連携による流通・販売体制の構築
 - ターゲットを絞った秋田の農林水産物の輸出促進

など

② 人口減少社会を見据えた多様な担い手・ 労働力確保

- ・次代を担う農林水産業の担い手の確保・育成
- ・多様なルートから秋田に呼び込む移住就業の促進
- ・農業労働力を安定的に確保する仕組づくり など

③ 先端技術の活用による次世代型農林水 産業の確立

- ICT等を活用した野菜・花きの施設園芸の最適 な生育環境を自動制御する新技術の実証・普及
- ・ICT導入による超低コスト稲作経営の展開
- ・丸太の生産企業と加工企業等との情報共有を図る 木材クラウドの構築・運用
- 精度の高い漁獲情報と情報伝達システムによるハ タハタ資源管理の徹底

産地づくりと一体となった基盤整備の促進

- つ 複合型生産構造の転換を加速化
- 〇 競争力の高い経営体の育成
- 効率的で安定的な高収益農業の実現



生産コストの大幅な低減

担い手への農地集積

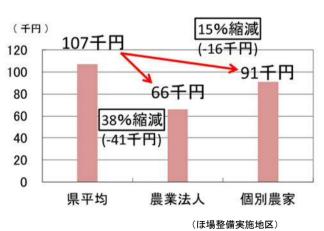


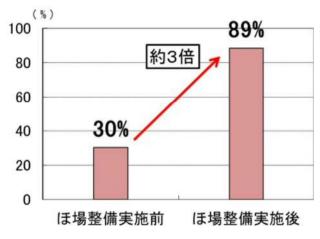
農作物の高品質・高収量化

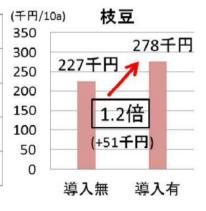
ほ場整備によるコスト縮減 (米の10aあたり生産費)

ほ場整備による農地集積率の向上

地下かんがいシステム導入による収益性の向上 (10aあたり粗収益)









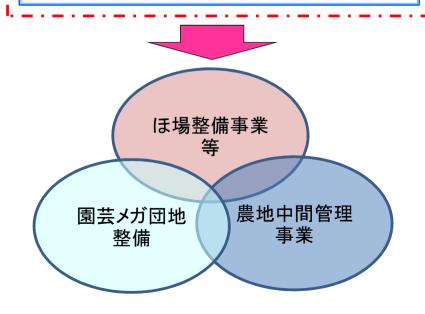
〇あきた型ほ場整備とは・・・・ ほ場整備事業・園芸メガ団地整備事業・農地中間管理事業で三位一体の推進

【目指す姿】

- 米依存農業からの脱却
- 複合型生産構造への転換
- 高収益農業の導入

地域の農業所得と農業付加価値額の向上

雇用の場の創出や新規 就農者の獲得





あきた型ほ場整備の具体事例





	ほ場整備	五里合地区(H27~32)
男鹿市	園芸メガ 〔作物〕	五里合地区(H29~31) 〔ねぎ〕
	集積率 現況→計画	5% → 86%



	ほ場整備	平根地区(H25~30)	
由利 本莊市	園芸メガ 〔作物〕	鳥海平根地区(H27~29) 〔リンドウ、小ギク、アスパラ〕	
	集積率 現況→計画	9% → 100%	



由利管内



	ほ場整備	平沢地区(H25~30)		
秋田市	園芸メガ 〔作物〕	雄和地区(H27~28) 〔ダリア、ねぎ、えだまめ〕		
	集積率 現況→計画	3% → 89%		
111111111111111111111111111111111111111				



	ほ場整備	中仙中央地区(H24~30)		
大仙市	園芸メガ 〔作物〕	中仙中央地区(H26~27) トマト(施設104棟)		
	集積率 現況→計画	19% → 90%		



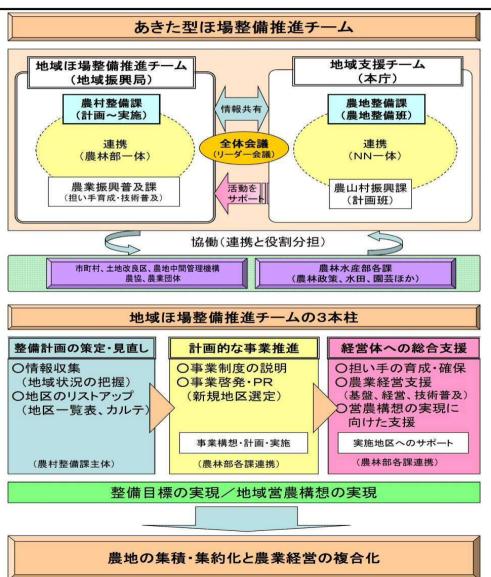
○全国的にも「あきた型ほ場整備」の取組は稀。農林水産ビジョン実現に向け、今後も積極的に 推進する。

(1)県庁の取組体制

- あきた型ほ場整備推進チーム 農業農村整備担当課、集積・経営・普及・園芸担当課 (連携)
- 中間管理事業推進チーム 集積担当課、農業農村整備担当課、農地中間管理機構、 農業会議、土地改良事業団体連合会

(2)主要な連携施策

- 農地中間管理事業 (地域集積協力金(国庫補助金)の活用)
- 園芸メガ団地育成事業(県単・国庫補助金)
- 施設・機械導入の支援(県単・国庫補助金)
- 園芸労働力の確保対策(県単)
- 集落営農法人の経営継承支援(県単・国庫補助金)



(3)営農構想の策定

①事業計画の策定(県主体)

• 現況調査 : 土壌調査、地耐力調査、用排水系統調査、現況施設調査

整備計画 : 区画形状、道路・用排水路等の施設整備計画、補償物件等調査

②営農構想の策定(地元主体)

- ・ 新規地区採択に当たっては、地元の農業者が中心となって、地域の現状・課題、事業後の農地集積・集約化、 経営複合化等の構想を「営農構想」として取りまとめ
- ・ さらに、各地区の代表者がそれぞれの「営農構想」を発表し、意見交換・質疑応答を行う「営農構想発表会」を 開催 「採択2年前に開催]

【営農構想発表会の様子】







【農業競争力強化基盤整備事業実施要領(抜粋)】

都道府県知事は、農業競争力強化基盤整備計画の策定に当たっては、事業実施地区に係る主要な農業者及び土地改良区、農業協同組合等の関係団体の参画・協力を得て、関係市町村と共同して作成するものとする。(平成23年度に規定)

<大館市 上川沿地区 営農構想事例>

笑顔と活力に満ちた上川沿を目指します!~法人設立で地域活性化!~

農地集積加速化基盤整備事業 上川沿地区《大館市山館他》

事業概要

〇受益面積 A=227, 1ha 〇関係農家 303百 〇ハード事業費 3,935百万円

〇営農構想 農業生産法人4法人、個人担い手5名

・(農)山館ファーム (H26設立予定) (地区内49.5ha)

(株) 餌約ファーム (H26設立予定) (地区内59.8ha) ・ (農) 池内ファーム (H26設立予定) (地区内37 1ha)

・(農)小館花ファーム(H26設立予定)(地区内45.3ha)

・ 個人担い手 (地区内13.8ha) ○農地集積率 現況31.2% → 計画90.5%

地区の特徴

近隣にJA農産物流通加工センターや民間カット野菜工場等がある立 地条件を活かし、農産物の収穫後、迅速な集荷と加工を行って市場 ニーズに沿った出荷体制の構築による産地化を図る。

また地区の女性部を中心とした六次産業化にも取り組み、4つの法人 を核として安定した複合経営を目指す。

①新たな法人を核とした農地の集積

ほ場整備を契機に新たな法人を立ち上げ、農地中間管理機構と一体 となった農地集積を実現。

②加工センターを活用した

農産物の産地化と六次産業化への取組

JAの農産物流通加工センターの活用により大規模な産地化を図ると ともに、花卉の新品種栽培にもチャレンジし、大規模複合経営を展開。さ らに地区の女性部による六次産業化にも取り組む。

③付加価値の高い米づくり

比内地鶏の鶏糞入り有機肥料を使用した特別栽培米を収穫し、循環 型で付加価値の高いおいしい米づくりを実施。

④地域資源を活用した多角化への挑戦

地区の女性部を中心としたスイーツコンテスト、法人による観光農園、 地場産食材の学校給食提供、修学旅行生受け入れによるグリーンツー リズムの推進など、地域の活性化につなげる活動に挑戦。



②加工センター等を活用した農産物の産地化と六次産業化への取



加工センターでは主に野菜、花卉の集出荷 エダマメを剥き枝豆やペーストに一次加工

A=24.0ha



A=2.0ha

野菜類は加工センター、カット 野菜工場、直売所等へ







市場等へ販路拡大

花卉類は花卉卸売

エダマメようかん

販売及び軽食サロンの開設を検討



剥きエダマメ



鶏糞を原料にした有機肥料を生産



(4)営農実践の報告(H28年度より実施)

○策定した営農構想が、実際に事業を契機として「実践出来ているか」がポイント

- 採択前に策定した「営農構想」が事業を契機に本当の意味で実践されているか
- 各地区の代表者がそれぞれの「実践状況」を発表し、意見交換・質疑応答を行う「営農実践報告会」を開催

【営農実践報告会の様子】







~ ほ場整備から始まった地域の未来の語らい!

堂農実践事例

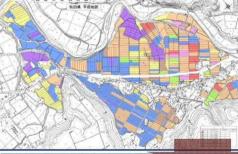
農地集積加速化基盤整備事業 平根地区(由利本荘市鳥海町)

事業概要

- ①受益面積 A=636ha
- 2関係農家 85戸
- ③総事業費 991 百万円
- 4 営農構想 2 法人
- (1) (農) 平根ファーム 28. Oha 主たる従事者3名 平成26年3月設立予定
- (2) (農) 下平根ファーム 35. 6ha 主たる従事者2 販売を行う。 名、平成26年3月設立予定
- 5農地集積率 現況86.9% → 計画91.5%
- 6関係土地改良区 鳥海町上川内堰土地改良区 (現在 由利本莊市土地改良区)

集積状況図

経営形態 現況図



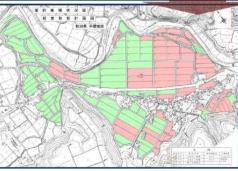
経営形態 計画図

事業実施

前 59.4ha、

86 9%





営農構想時(採択前)

① 花き・大豆を主とした法人複合経営

現時点

- ○鳥海地域で栽培されている作物を重点的に栽培拡大を行う
- の二つの法人は平成28年12月に設立予定
- ○整備されたほ場で、野菜類をを取り入れた複合経営を行う ◇りんどう1. Oha ◇小菊O. 8ha



○園芸メガ団地事業により、大規模園芸団地を整備 〇法人は平成26年7月に設立済み(1法人) OH28でりんどう1. Oha、小菊1. Oha アスパラガス1. Ohaを作付け済み

② 消費者ニーズを意識した販売戦略

○近隣の直売所「菜ランド」や道の駅「ほっといん鳥海」の直 売コーナーへ、農業法人が窓口となり集出荷販売拡大を目指す ○大豆作付けを計画しており、みそ・豆腐などの加工品製造と



〇平成28年度に作付けされたアスパラガス・りん どう等の本格的な生産が始まり、良品を栽培中 ○地産地消を進めるため、地域の方々にPR中

③ 地域作り

~文化・伝統の継承~

○400年近くの伝統がある「鳥海番楽」が「平根講中」で伝 承されており、今後も次世代に継承していく。

○「鳥海番楽」の後継者を育成するとともに、新たな法人への 従業員となり、後継者としての受け皿を確保する。



○地域づくりとして5年前から本海獅子番楽正月公演を1月 2日に紫水館にて開催し、平根講中の数ある演目の中から若

○建設中の民俗芸能伝承館「まいーれ」の定期的な公演を予 定。平根講中からも若手含めて3名が参加したい

(4) 園芸メガ団地事業への取り組みと経緯

園芸メガ団地プロジェクトチーム設立 〇平成25年4月 〇平成26年1月 平根地区への説明会開催、基盤整備と連携 〇平成27年3月 平根地区の園芸メガ団地計画書承認 〇平成27年4月~ 各種栽培講習会、先進地視察、協議会、

導入作物	経営面積		
等人作物	H28作付	H29作付	目標
リンドウ	1 ha	2 ha	3 ha
小菊	1 ha	1 ha	2 ha
アスパラ	1 ha	3 ha	4 ha
	3 ha	6 ha	9 ha

島海平根地区 園芸メガ団地の経営計画



農地中間管理事業による集積

ほ場巡回講習などを実施



⑤ 農地中間管理事業との連携経緯

〇 平成26年6月3日

農地中間管理事業説明会に出席

〇 平成26年10月7日

農地中間管理事業モデル地区に指定

○ 平成26年12月19日~平成27年1月26日 農地中間管理事業第3回公募に申し込み

〇平成27年5月1日

(農) 平根ファーム (H26.7月設立) が利用権設定 借受面積54.6ha、借受期間10年間

14

大規模園芸拠点(園芸メガ団地)の全県展開



雄和地区(秋田市) ネギ・ダリア



鳥海平根地区(由利本荘市) リント・ウ



中三地地区(にかほ市) 小ギク



十文字地区(横手市) ホウレンソウ

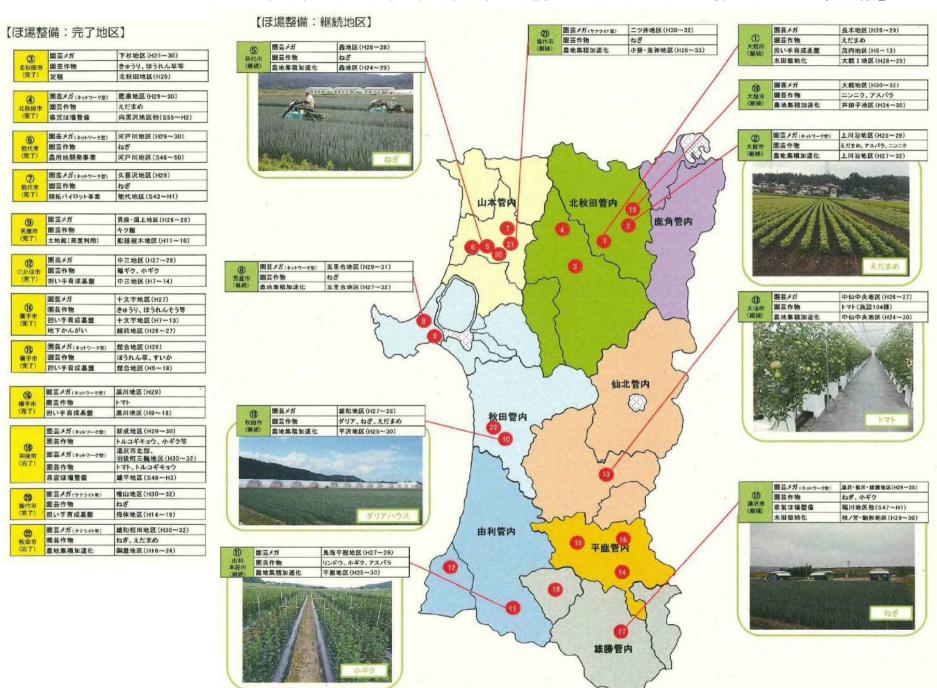


轟地区(能代市) ネギ



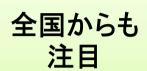
中仙中央地区(大仙市) トマト

園芸メガ団地等の園芸施策と連携した「産地づくりと一体となったほ場整備」



【この1年間に秋田県を視察に訪れた団体】

- H29. 7 栃木県
- H29. 8 新潟県
- H29. 9 農水省農村振興局
- H29.10 大分県
- H29.11 長崎県
- H30. 2 全国土地改良事業団体連合
- H30. 3 岩手県、宮城県、山形県、福島県、宮崎県
- H30. 6 長野県
- H30. 7 千葉県両総土地改良区
- H30. 8 栃木県







農地中間管理機構との連携に係る国の動き①

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案の概要

平成30年3月農林水産省

I 趣旨

農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、共有者の一部を確知することができない農地について、農用地利用集積計画により20年を超えない期間の貸借ができることとするほか、底面がコンクリート等で覆われた農作物の栽培施設を農地に設置する行為は、農地転用に該当しないこととする等の措置を講ずる。

Ⅱ 法律案の概要

1 農業経営基盤強化促進法の一部改正

- 1) 共有持分の過半を有する者の同意で足りるものとされている賃借権等の存続期間を20年に延長する。(第18条第3項第4号)
- (2) 共有者不明農地(共有に係る農地であって、共有持分の2分の1以上を有する 者を確知することができないものをいう。以下同じ。)に係る農用地利用集積計 画の同意手続の特例を、以下のとおり創設する。
 - ① 市町村長は、農用地利用集積計画を定める場合において共有者不明農地がある場合は、農業委員会に対し探索を要請できるものとする。農業委員会が行う探索については、その方法を政合で明確化する。(第21条の2)
 - ② 農業委員会は、探索を行ってもなお2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができない場合には、知れている共有者の全ての同意を得て、市町村の定めようとする農用地利用集積計画によって農地中間管理機構が賃借権の設定を受ける旨等を公示するものとする。(第21条の3)
 - ③ 公示の結果、不確知共有者が一定の期間内に公示に係る事項について異議を述べなかった場合には、当該不確知共有者は農用地利用集積計画について同意をしたものとみなす。(第21条の4)

2 農地法の一部改正

- (1) 農業委員会が遊休農地の所有者等を確知することができない旨の公示を行うに 当たっての農地の所有者等の探索については、その方法を政令で明確化する。(第 32条第2項及び第3項)
- (2) 都道府県知事の裁定により農地中間管理機構に設定される農地中間管理権等の 存続期間を20年に延長する。(第39条第3項)
- (3) 農作物栽培高度化施設(農作物の栽培の効率化又は高度化を図るための施設であって周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないものとして農林水産省令で定めるものをいう。)の設置に当たって、農地をコンクリート等で覆う行為を、農地転用に該当しないものとして取り扱えるよう、所要の規定の整備を行う。(第43条及び第44条)

Ⅲ その他

- (1) 本改正法は、公布の目から起算して6月以内(政令で定める日)に施行する。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。

<ここがポイント>

- ・賃借権等の**存続期間を5→20年に延長**する。
- ・経営基盤強化促進法の一部改正により、農業委員会は、探索を 行ってもなお2分の1以上の共有持分を有する者を確知することが出 来ない場合には、知れている共有者の全ての同意を得て、市町村の 定めようとする農用地利用集積計画によって、農地中間管理機構が 賃借権の設定を受ける旨等を公示するものとする。



<ねらい>

全農地の2割(93.4万ha)を占める相続未登記農地は、共有者の探索が難しく、担い手への農地の流動を促す上で課題。

特に、不明な所有者の同意を得ることが難しかったが、この度の改正により、農業委員会の一定の手続き(探索・公示手続き等)を経てた上で、不明な所有者の同意を得たと見なすことが出来る制度を創設。これにより、共有者不明地における農地の流動を期待。



担い手への農地の流動化を促進する上で、農地中間管理機構の存在が益々重要。

農地中間管理機構との連携に係る国の動き①

所有者不明農地の利活用のための新制度(フロー図) 赤字:新制度にて措置 *従来は5年以内 20 担い手が借りた 農用地利用集積計 判明している場合共有者の過半が 年以内の利用権設定 い場合 ≪農業経営基盤強化促進法≫ 公告 作成 市 町 村 画 **<ここがポイント>** 所有者(共有者) が貸したい場合 20年以内の利用権設定農地中間管理機構への 農用地利用集積計画 判明していない場合共有者の過半が **農業委員会** 公告 探索の要請 探索·公示 市町 作成 市町村 村 く探索範囲を一 その他(農地中間 の範囲に限定> 管理機構や農委 が主導する場合) 新設 従来は 判明していない場合と対する。 5年以内 ≪農地法≫ 農地中間管理機構 遊休農地 都道府県知 農業委員会 申請 探索·公示 裁定 <探索範囲を一定の範囲に限定> 事

農地中間管理機構との連携に係る国の動き②

農家負担金軽減支援対策事業

【3, 256(3, 740)百万円】

– 対策のポイント -

土地改良事業等の農家負担金の無利子貸付等を行うことにより、農家負担金の軽減を図り、農用地の利用集積等を促進します。

<背景/課題>

- ・農産物価格の低迷、農業者の高齢化等により、土地改良事業等の農家負担金の計画的 な償還が困難な地域が生じており、事業の円滑な推進の支障となっています。
- ・このため、担い手への農地集積等に取り組む土地改良区等に対し農家負担金の軽減対策を実施し、事業の円滑な推進を図ります。

-政策目標 -

担い手が利用する面積が今後10年間(平成35年度まで)で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

<主な内容>

土地改良事業等の農家負担金の軽減を図るため、以下の事業等を実施します。

1. 水田·畑作経営所得安定対策等支援事業

担い手農地利用集積率の一定以上の増加が確実と見込まれる土地改良区等に対して、農家負担金の無利子貸付を行います。(採択要件の担い手農地利用集積率の目標値を見直し)

2. 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業

一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等の受益地に係る負担金の償還利子 相当額を土地改良区等に対して助成します。

3. 農地有効利用推進支援事業(新規)

農地耕作条件改善事業を実施する地区で、担い手への農地利用集積が概ね8割以上となる地区に対して、以下の支援を行います。

- ・農家負担金の償還利子相当額の5/6を対象に土地改良区等に対して助成
- ・農地の長期間の賃貸借契約締結(10年間以上)に伴い、土地改良事業償還金等債務 のある農地の出し手に対する賃料の一括前払いに必要な借入資金に係る償還利子相 当額を農地中間管理機構等に対して助成

補助率:定額

事業実施主体:民間団体

<ここがポイント>

農地の長期間の賃貸借契約締結(10年以上)に伴い、土地改良事業 償還金等債務のある農地の出し手に対する賃料の一括払いに必要 な借入資金に係る償還利子相当額を農地中間管理機構等に対して 助成



<ねらい>

一定の債務が存在する農地において、中間管理機構を通じた長期間の賃貸借契約の締結を促すため、その借入資金に係る利子相 当額を農地中間管理機構に対し助成。

今まで敬遠されていた債務がある農地においても、「出し手」「受け手」の双方のメリットを産み出し、更なる流動化を期待。



平成35年度までに、担い手が利用する面積が、全農地の8割となるように資金面からも後押し

担い手への農地の流動化を促進する上で、農地中間管理機構の存在が益々重要。

農地中間管理機構との連携に係る国の動き②

農家負担金軽減支援対策事業(拡充)

- ○担い手への農地利用集積率の向上を要件として土地改良区等の事業負担金に対して無利子資金貸付を行う「水田・畑作経営所 得安定対策等支援事業」について、担い手への農地の利用集積を加速化させるため、採択要件の見直しを行う。
- ○農地耕作条件改善事業の実施に当たり、担い手への農地利用集積率が概ね8割となる地区を対象に支援を行う「農地有効利用 推進支援事業」を追加。

水田・畑作経営所得安定対策等支援事業(実施主体:民間団体(公募)) 【拡充】

○採択要件 担い手農地利用集積率

(現 行)

採択時	目標
40%未満	50%以上
40%~50%未満	10ポイント以上増加
50%~55%未満	60%以上
55%~90%未満	5ポイント以上増加
90%~95%未満	95%以上
95%以上	シェア増加
100%	維持

借入

償還

採択時	目標		
80%未満	10ポイント以上増加※		
80%~90%未満	5ポイント以上増加		
90%~95%未満	95%以上		
95%以上	シェア増加		
100%	維持		

(拡 充)

- ※①目標集積率60%未満は採択しない。
 - ②目標集積率8割以上、かつ、5ポイント以上増加の場合は上記の限りでない。
 - ③受益面積3,000ha以上、かつ、5ポイント以上増加の場合は上記の限りでない。

農地有効利用推進支援事業(実施主体:民間団体(公募)) 【新規】

事業費負扣 借入 償還 金融機関 (事業費負担へ融資) 一括前払金 (一括前払金へ融資)

十地改良区等

- ○農地耕作条件改善事業の農家負担金の支払い に必要な資金の借入
- ○借入金の償還

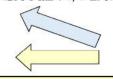
農地中間管理機構等

くここがポイント>

- ○農地の長期間の賃貸借契約(10年間以上) 締結に伴い、土地改良事業償還金等債務のあ る農地の出し手に対する賃料の一括前払いに 必要な資金の借入
- ○受け手からの賃料収入を基に、一括前払金に 係る借入金の償還

①事業費負担 (利子助成*)

※農家負担の5/6を対象



②一括前払金 (利子助成)

玉 (補助金交付)

実施主体 (民間団体(公募))

農地中間管理機構との連携に係る国の動き②

平成30年度概算決定 農家負担金軽減支援対策事業の拡充 (農地有効利用推進支援事業の新設)

耕作条件の改善に関心・意欲が低い農地所有者に対して、事業負担の軽減を図りつつ、耕作条件の改善を行うとともに、まと まった資金を一括前払して、土地改良事業償還金等債務の清算等を促すことにより、農地の担い手への集積・集約を加速化さ せる新たな仕組みを構築

拡充事項:農地耕作条件改善事業の農家負担軽減のための利子助成を農家負担金軽減支援対策事業に新設

事業実施主体

日本政策金融公庫等 農家の事業費負担へ融資

農地有効利用推進支援事業 実質無利子化のため 利子助成

金融機関 (一括前払金の融資)

事業費負担 (借入・償還)

事業費負捆

一括前払金 (利子助成)

一括前払金

土地改良区等

- ○農地耕作条件改善事業の実施
- ○事業費負担のため資金の借入・償還

(利子助成※) 農地中間管理機構等

- ○農地の借受け・貸付け
- ○出し手への賃料一括前払
- ○受け手からの賃料収入を基に、賃料一括前払の 借入に対する償還 (借入・償還)

基盤整備の実施



農地集積・集約化

※農家負担の5/6を対象

※農地中間管理機構等が借受け貸付けしている農地については受け手の賃料の範囲 内で事業費負担と一括前払金の償還が可能となるよう調整することが望ましい。

出し手(農地所有者)

- ○農地の貸し出し
- ・10年分※の賃料の一部を事業開始時に受け取り ※ 地区の条件により変動
- ★賃料の一括前払金で、過去の事業費や水利費等(未納分)を 清算。(債務清算までは3条資格者を農地所有者とする。)

受け手 (耕作者)

- ○農地の借受け
- ・事業完了後、賃料支払い
- ★一括前払金の償還が支障なく行える 期間借受の契約を締結
- ★やむを得ない事由による受け手不在発生時のセーフ ティネットとして助成期間延長も併せて措置





トピックス① 農地中間管理機構関連ほ場整備事業

農地中間管理機構関連ほ場整備事業 平成30年度新規採択希望地区 位置図



トピックス② 災害と土地改良区の体制強化

平成29年度は、4回の災害が発生しており、総額58億円(4,225箇所)の被害が発生。 特に7月22~23日の豪雨災害は、豪雨・台風災害では過去最大の被害。



戸賀沢2号ため池決壊



畦畔崩壊、土砂堆積 【秋田市(旧河辺町和田)神内地区】



杉の沢2号ため池決壊 【大仙市(旧協和町小種)】



大雨また雄物川氾濫



再び浸水住民ら嘆息



トピックス②災害と土地改良区の体制強化

○ 秋田県災害対策本部における佐竹知事発言主旨「豪雨災害の初期対応において、土地改良区の有無が大きく影響している。」



平成29年度秋田県広報番組「あきたびじょんNEXT」第24回 7月大雨被害 早期復旧に向けて全力!

土地 改良区数	耕地面積	土地改良区 カバー面積	カバー率
	149,000ha	98,868ha	66.4%
78	田 131,000ha	田 96,367ha	73.6%
/6	76 畑 18,000ha	畑 1,861ha	10.3%
		その他 640ha	

土地改良区の体制強化を図るため、更に合併等を進めると共に、その区域拡大についても支援する必要がある

<H30新規事業>
 農業水利管理体制強化支援事業の概要

- ①農業水利管理体制強化支援事業 市町村が農業水利管理体制強化計画を策定
- ②土地改良区区域拡大支援事業 区域外の安定した農業用水の確保や災害時の 体制強化を目的として、新たに区域を拡大した土 地改良区に対し、初期の事務的経費増嵩に相当 する費用について助成する。

トピックス② 災害と土地改良区の体制強化

土地改良区体制強化事業

くこれまでの取組状況 >

- ○秋田県土地改良区統合整備基本 計画(第5期)により、土地改良区 の統合整備を推進
- 〇土地改良区の合併推進のために、
 - 重点地区の指導
 - 各種研修会の開催
 - ・統合整備費補助金等により支援

第7選用地域上地位用汉廷台屬屬研究会設立総会 報道

< 成果 >

○着実に統合整備が進んでいる。



- 〇H29年豪雨災害にあたっては、土地 改良区区域では、早期の被害状況の 把握や応急復旧を迅速に対応。
- → 土改区の重要性がクローズアップ

H29.7.27 湯沢雄勝地域土地改良区統合整備研究会設立総会

<課題 >

- 〇職員の高齢化により、水管理ノウハウの継承や新技術の導入促進等に課題。
- 〇県内農地の約7割が土改区の区域内。しかし、残りの3割は農地や農業用施設の 脆弱な管理体制。必要とする事業の取組が停滞し、特に市町村の負担が増大 する恐れ。
- 〇中間管理機構との連携や災害対応、地域活動の支援など土地改良区の役割が 益々増大

今後の対応・展開方向

市町村と連携し、土地改良区の体制強化をバックアップ

- (1)【継続】土地改良区施設・財務等管理強化支援事業 秋田県土地改良事業団体連合会が土改区に対して 行う 施設・財務管理強化、換地業務指導、研修・人材育成等 の指導・支援事業等について支援する。
 - •負担割合:国 50%、県 50%
- (2)【継続】土地改良区統合整備促進事業

土改区合併の際の計画樹立に要する経費に対し助成するほか、土改区統合整備促進の方策検討・普及推進に向けた統合整備検討委員会等を開催する。

•負担割合:国 50%、県 50%

- (3)【H30新規】「農業水利管理体制強化支援事業」
 - •事業主体:市町村

•負担割合:県 50%、市町村 50%

頑張る土改区を 更に後押し

- ア 農業水利管理体制強化計画策定支援事業 1,000千円 市町村が農業水利管理体制強化計画を策定する場合に 必要な経費を支援。(1市町村当たり補助額 500千円)
 - •実施数:2市町村
- イ 土地改良区区域拡大支援事業 2,825千円 新たに区域を拡大した土地改良区に対し初期の事務経 費等の増嵩分の一部を支援する(市町村と協調助成)。

新たに区域を拡大する面積	補助金額
20ヘクタール以上 50ヘクタール未満	150千円
50ヘクタール以上100ヘクタール未満	400千円
100ヘクタール以上200ヘクタール未満	900千円
200ヘクタール以上	2,000千円

トピックス② 災害と土地改良区の体制強化

○ 県内では、17市町村、地域再生協議会、町農業公社、支援機構をはじめ土地改良区が、 相談窓口業務、出し手・受け手の掘り起こし、権利関係の確認、契約締結などの農地中間 管理機構の業務を受託している。

<農地中間管理機構から業務を受託している土地改良区一覧>

任意番号	管内	土地改良区名	任意番号	管内	土地改良区名
1	北秋田管内	大館市土地改良区	13	仙北管内	仙南土地改良区
2	"	北秋田市土地改良区	14)	"	大曲土地改良区
3	山本管内	能代地区土地改良区	15)	<i>''</i>	若松堰土地改良区
4	"	三種町土地改良区	16	平鹿管内	雄物川筋土地改良区
5	"	三種町浜口土地改良区	11)	<i>''</i>	南旭川水系土地改良区
6	"	二ツ井白神土地改良区	18	"	山城水系土地改良区
7	秋田管内	新城川土地改良区	19	<i>''</i>	大森土地改良区
8	"	仁井田堰土地改良区	20	雄勝管内	湯沢中央土地改良区
9	"	芝野堰土地改良区	21)	<i>''</i>	羽後町土地改良区
10	仙北管内	仙北平野土地改良区	22	<i>''</i>	山田五箇村堰土地改良区
1	"	田沢疏水土地改良区	23	<i>''</i>	稲川土地改良区
12)	<i>II</i>	千畑土地改良区			

農業農村整備事業の展開方向

- ◆ 水田農業の効率の向上やコストの縮減、複合型生産構造への転換によって、 農業付加価値額を向上させる上で、農地整備は極めて重要な役割
- ◆特に、ほ場整備が未実施の地域からは、活力ある「地域づくり」の契機として、 ほ場整備の早期実施を求める声が増大
- ◆ 一方で、園芸作物生産に係る労働力の確保や、集落営農法人の経営継承等、 ほ場整備の実施中や実施後に顕在化する課題も多大
- ◆ 今後とも、最大限の効果発現を図るべく、関係部局・団体と一体となって、 地域の課題と闘う土地改良を推進していく必要

農業農村整備事業の展開方向

◆ 秋田県の農業発展のため、三位一体による「あきた型ほ場整備」に 農地中間管理機構や関係者の皆様の御協力を引き続きお願いしたい。



くにかほ市 平根地区>